

那覇市公報

第 1 6 3 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1596
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1598
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 1599
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1600

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1601

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1602

告 示

那覇市告示第 365 号

平成 26 年 12 月 10 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

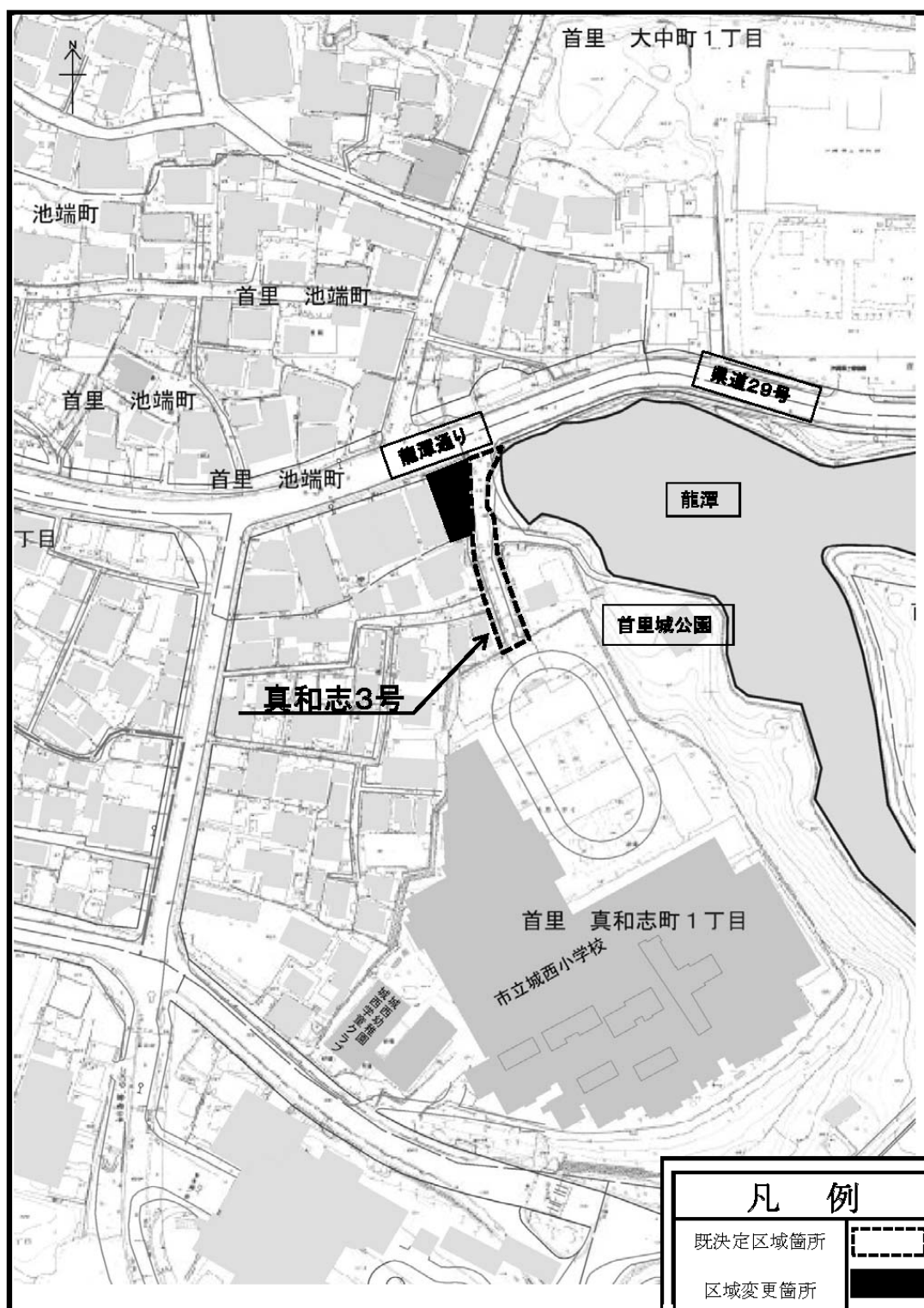
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
317	真和志 3 号	首里真和志町 1 丁目 3 番～ 真和志町 1 丁目 2 番	59.0	4.3～ 11.4	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 402 号
平成 27 年 1 月 5 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
安木内科		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 13 番 3 号 (那覇市字真嘉比 93 番地 1)	

那覇市告示第 403 号
平成 27 年 1 月 5 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
デイサービスハッピーライフ壺川	那覇市壺川 2 丁目 9 番地 12	平成 26 年 11 月 13 日
株式会社 秀子ケアステーション	・通所介護 ・介護予防通所介護	

那覇市告示第 404 号
平成 27 年 1 月 5 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
小規模多機能型施設 城西		平成 26 年 12 月 8 日
所在地	那覇市首里山川町 2 丁目 40 番地 (那覇市長田二丁目 26 番 10 号)	

公 告

那覇市公告第 394 号
平成 26 年 12 月 15 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 33 号
平 成 2 6 年 1 2 月 5 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 453 号
指定工事店名	有限会社 五和工業
営業所所在地	宜野湾市野嵩 2 丁目 32 番 8 号
代表者名	嘉手納 靖
指定の有効期間	自 平成 24 年 12 月 6 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 11 月 26 日
異動事由	代表者の変更